

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正に伴う 業務内容の変更について

第196回通常国会におきまして、独立行政法人農林漁業信用基金法が改正され、林業・木材産業に係る信用保証事業の一部が変わります。

主な変更のポイントは、以下のとおりです。

1. 債務保証の対象の拡大(平成30年6月1日から施行)

- 林業、木材産業を営む会社が債務保証を受ける際の資本金に係る要件が「1,000万円以下」から「3億円以下」に引き上げられました。

2. 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し(平成30年6月1日から施行)

- 保証利用が終了した林業者等に対し、出資持分の額の全部又は一部の払戻しを行えるようになりました。

3. 信用基金の業務の追加(平成31年4月1日から施行)

- 信用基金の業務として、森林経営管理法による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等を行うことができることとなりました。

林業信用保証に係る出資持分の払戻しについて

第196回通常国会におきまして、独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「基金法」という。）の一部が改正され、国及び都道府県以外の出資者の皆様には、出資持分の全部又は一部を払戻すことが可能となりました。

つきましては、出資持分の払戻しについて、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

ただし、払戻し希望者が多数重なった場合は、払戻し手続に一定の時間を要する場合がありますことを、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 出資持分の払戻し対象者

- (1) 林業信用保証の利用が終了し、今後、林業信用保証を利用する予定のない方で、払戻しを希望する者
- (2) 現在、林業信用保証を利用されている方のうち、出資持分の総額と保証利用に必要な出資持分の額との間に余裕があり、かつ、今後林業信用保証の利用を増やす予定のない方であって、出資持分の一部について払戻しを希望する者

なお、当基金が代位弁済を行った者、ご利用の融資機関から当基金に対して、弁済が滞っている旨の報告があった者や貸付期間の延長・約定弁済の軽減・停止等の契約変更の協議があった者については、払戻しの対象者から除外させて頂く場合があります。

2. 払戻し請求に必要な書類

独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則第1条第1項に基づき理事長が定める様式及び同条第2項に基づき理事長が定める書類は、以下のとおりとします。

- (1) 出資持分払戻請求書
(実印による押印と、発行から3ヶ月以内の印鑑証明書を添付して下さい。)
- (2) 送金口座の通帳の写し（本人名義の口座に限る。）
*ご提出いただく個人情報、当該払戻し手続においてのみ使用いたします。

3. 留意事項

- (1) 出資持分の払戻し可能額の上限は、
 - ① 1の(1)の林業信用保証を利用されていない方は、全額まで
 - ② 1の(2)の現在、林業信用保証を利用されている方は、保証利用に必要な一定の出資持分を除いた金額までになりますが、出資持分の払戻し可能額につきましては、5の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
- (2) 出資持分の払戻し請求は、出資名義人ご本人様に申請して頂くことになりますが、①出資名義人の氏名・名称又は住所等が変更となっている場合、②出資持分の相続があった場合、③法人の合併があった場合、④法人の会社分割があった場合には、所定の手続を要しますので、5の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
また、登録されている住所以外の場所に、書類等の送付を希望される場合には、5の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
 - ① 氏名・名称又は住所の変更
出資名義人の氏名・名称又は住所に変更がある場合には、「氏名・名称又は住所変更届」に次の添付書類を添えて当基金あてに送付して下さい。

【添付書類】

法人：(ア)履歴全部事項証明書、(イ)印鑑証明書

個人：(ア)住民票（払戻し申請者本人のみで、その他の同居者や、個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載のないもの。）、(イ)印鑑証明書

* 氏名が変わる場合には、戸籍抄本等の新旧の氏名が分かる資料が必要となりますので、5の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

② 出資持分の相続

出資名義人の死亡により出資持分を相続される場合には、「相続届」に次の添付書類を添えて当基金あてに送付して下さい。

【添付書類】

(ア)被相続人の戸籍全部事項証明書及び改製原戸籍

（出資名義人の死亡及び全ての相続人を確認するために必要となります。）

(イ)相続人全員の戸籍一部事項証明書

(ウ)相続人全員の印鑑証明書

(エ)相続関係説明図（被相続人と全ての相続人の関係が分かる任意の図）

ただし、上記、(ア)、(イ)、(エ)の書類については、法務局発行の認証文付き法定相続情報一覧図を提出することで省略することができます。

* 「相続届」において相続人全員の署名捺印が困難な場合には、事情に応じて次のいずれかの書類を提出して下さい。

(オ)相続放棄申述受理証明書又は相続放棄申述受理通知書の写し

(カ)遺産分割協議書の写し

③ 法人の合併

法人の合併がある場合には、「合併届」に次の添付書類を添えて当基金あてに送付して下さい。

【添付書類】

(ア)履歴事項全部証明書（又は商業登記簿謄本）

(イ)印鑑証明書

④ 法人の会社分割

法人の会社分割がある場合には、「会社分割届」に次の添付書類を添えて当基金あてに送付して下さい。

【添付書類】

(ア)分割契約書（写）

(イ)履歴事項全部証明書（又は商業登記簿謄本）

(ウ)印鑑証明書

4. 出資持分払戻請求書等の書類送付先

〒101-8506 東京都千代田区内神田一丁目1番12号（コープビル）

独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室 業務推進課 あて

* ファクシミリやメールによる原本以外の提出では受け付けることができませんのでご留意願います。

5. 問い合わせ先

(1) 担当者 独立行政法人農林漁業信用基金

林業管理室 業務推進課 中西、村内、大友

(2) お問合せ受付時間 10:00~16:00（土日祝日を除く）

(3) お問合せ先電話番号 03-3294-5583・5590・5582

(4) メールアドレス kikin-ringyo@jaffic.go.jp

※ 電話による問合せは、大変混雑することが予想されますので、できる限りメールによる問合せをお願い致します。